土木森林環境委員会会議録

日時 平成30年 3月 8日(木) 開会時間 午前10時01分

閉会時間 午後 2時53分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 飯島 修

副委員長 渡辺 淳也

委員前島茂松浅川力三河西敏郎 山田一功

永井 学 上田 仁 佐藤 茂樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 垣下 禎裕

県土整備部次長 中澤 和樹 県土整備部技監 丹澤 彦一 県土整備部技監 望月 一良 総括技術審査監 山下 雄康

県土整備総務課長 小澤 浩 景観づくり推進室長 山本 修

建設業対策室長 小倉 良二 用地課長 大野 健

技術管理課長 小林 伸二 道路整備課長 清水 敬一郎 高速道路推進課長 飯野 照久 道路管理課長 雨宮 一彦

治水課長 鶴田 仁 砂防課長 武藤 敏正 都市計画課長 丸山 裕司

下水道室長 久保田 一男 建築住宅課長 渡井 攻住宅対策室長 久保寺 淳 営繕課長 小田切 浩

議題

(付託案件)

第7号 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例中改正の件

第16号 山梨県都市公園条例中改正の件

第17号 山梨県建築基準法施行条例中改正の件

第40号 林道事業施行に伴う市町村負担の件

第41号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

(調查依頼案件)

第21号 平成30年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条 債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

第22号 平成30年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

第31号 平成30年度山梨県林業·木材産業改善資金特別会計予算

第32号 平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件について

は、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部・森林環境部の順により行うこととし、午前1 0時01分から午後2時53分まで県土整備部関係(途中、午前11時44分から午後1時1

5分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※調査依頼案件

※第21号 平成30年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3 条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(一般会計予算について)

永井委員

幾つか質問をさせていただきたいと思います。まず総花的な話で、県土の1ページの予算の部分でありますけれども、この中で、前年度当初予算と比べて9億7,000万円余の減額となったという、さっき部長からも御説明がございました。公共事業費なんですけれども、こちらの資料の5ページのほうで、前年と比べて2.2%ふえたということでありましたけども、これ以外の県単独公共事業や一般事業などの主要な項目の増減がどうなっているのか、まずお伺いをいたします。

小澤県土整備総務課長 先ほど垣下部長の説明にもございましたように、公共事業につきましては、委員御指摘のとおり、本年度の当初予算額390億9,000万円から来年度は399億5,000万円と、8億6,000万円、2.2%増額しております。

部全体として減額になっていますが、まず県単公共事業ですけれども、本年度の当初予算額95億6,800万円から来年度につきましては92億2,900万円と、3億4,000万円ほど減額となっております。これは、南アルプス公園線の橋梁の耐荷補強工事の発注等がおおむね完了したことによりまして減少ということになっております。

公共工事以外の一般事業でございますけれども、まず増額となった部分につきましては、先ほど都市計画課長のほうから御説明ありましたように、小瀬スポーツ公園の陸上競技場、5年に一度、公認の更新がございますが、この関係で改修費が1億9,000万円ほど増額となっております。

一方、減額となった一般事業の部分ですけれども、JR東海のほうから受託しておりますリニア中央新幹線の建設工事に伴いまして発生する土砂処分の受託事業、これが大きく12億5,900万円ほどの減となっております。

さらに中部横断自動車道の関連工事の受託事業についても完了することから、1億5,800万円ほど。また、流域下水道の建設に伴います元利償還金、これが減ることによりまして、特別会計への繰出金が1億円ほど減るということで、トータルとして9億7,000万円ほどの減額となるものでございます。

永井委員

よくわかりました。次に、重点投資枠についての御説明があったと思います。6ページだと思うんですけども、いろいろな部分で重点投資をしていくということで、その中で東京オリンピック等の開催を見据えた基盤整備ということで、平昌オリンピックも非常に盛り上がったわけで、いよいよ次が東京オリンピックということで、この基盤整備を着実に進めていくことが、非常に大事だと考えています。

この重点投資枠の事業費も大幅に増額をされているようですけれども、どのような視点で事業を選定されたのか、お伺いをいたします。

小澤県土整備総務課長 重点投資枠につきましては、限られた予算の中で、投資効果ですとか、必要性の高い 事業を重点的に推進するために設けられたものでございまして、28、29年度につきまして は総額50億でございましたけれども、来年度につきましては東京オリンピック・パラリンピ ックですとか、リニア中央新幹線の開通を見据えた基盤整備が重要になるということで、これ に対する配分が、これまでの20億円から40億円と倍増いたしまして、総計で70億円とな っております。 これにつきましては、東京オリンピックの開催まで2年4カ月余りとなったということで、 さらなる選択と集中によりまして事業を効果的に実施するとともに、その成果、進捗を一層加速させるために改正をしたものとなっております。

具体的に事業の選定に当たりましては、大きく3つの視点から選んでおります。まず1点目でございますけれども、高速道路から観光地へのアクセスの向上、これを図ってまいろうという点が1点。もう1点といたしまして、多くの観光客の方々が通行いたします道路の安全性ですとか景観の向上を図ってまいろうというのが2点目でございます。3点目といたしましては、期限のほうが2020年ということになっておりますので、その前年度までに供用が期待できる、もしくは部分的な供用開始が期待できるような路線を選ぼうということで、事業を選定したところでございます。

永井委員 この東京オリンピック関係で予算が倍増したということは非常に、今から基盤整備がさらに 進むんじゃないかと思いますけれども、こうした事業費の倍増によって、具体的にどのような 事業の完成等が期待できるのか、お伺いいたします。

小澤県土整備総務課長 重点投資枠に位置づけられました事業につきましては、優先的に確保されることになりますので、確実に事業の進捗を図ることができるということがございます。県土整備部につきましては、その全体の約8割にわたる事業費のほうが配分されておりますので、この重点投資枠を活用しまして、積極的に事業を推進して、例えば来年度中には、東京オリンピック関連としては一般県道富士河口湖富士線の富士山五合目の安全対策、こちらのほうを完了するですとか、主要地方道甲府韮崎線、平和通りでございますけれども、こちらの供用も開始してまいりたい。また、リニア中央新幹線関連といたしまして、一般県道の割子切石線の中富インターチェンジのアクセス、こういったところについても供用の開始を目指してまいりたいと考えております。

永井委員 ぜひ重点施策をあれして、東京オリンピック・パラリンピックを、ちゃんとした基盤整備、しっかりした中で迎えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 (ドローン活用推進事業費について)

> もう1点よろしいでしょうか。県土の10ページなんですけれども、マル新のドローン活用 推進事業費についてです。ここに、災害情報とか公共施設の維持管理、安全かつ効率的に行う とともに、とありますけれども、このドローン、どこに何基ぐらい配置する予定なのか、まず その辺をお伺いいたします。

小林技術管理課長 ドローンの整備についてでございますが、県土整備部で5基、森林環境部で1基、新規に 調達する予定となってございます。既に運用している県土整備部の1基を加えまして、災害発 生時の対策拠点となります合同庁舎など7カ所に配置する予定ございます。

具体的には北巨摩の合庁、中北建設事務所、東山梨合庁、西八代合庁、富士・東部建設事務所、富士吉田合庁、南都留合庁でございます。以上でございます。

永井委員 ということは、今まであった1基と、5基と1基だから6基で計7基が県内に配備されるということなんですけれども。まず、ここに書いてある観光・農業分野等への活用を見据え、とあるんですけども、これ具体的にどういうことを見据えていらっしゃるのか、どういうことに活用していただける。ちょっとこれだと具体的にわからないので教えてください。

小林技術管理課長 本事業で配置いたします機体は、部局を超えまして、他の所属も利用できるということに しております。そんな中で、例といたしましては、観光PR用のビデオや写真など、そういっ た活用もできるということで、今後庁内で、この利用拡大に努めていきたいと考えております。 今後もさまざまな活用方法があると思いますけれども、これにつきましては事務局が総合政 策部になってございます。そちらが中心となって、ドローン活用庁内検討会という組織がござ いますので、そちらで今後も検討していくということとなっておりまして、県土整備部も積極 的に参加していきたいと思ってございます。

永井委員

ドローン活用庁内検討会というのがあるんですね。それで要は検討されるということなんですけど、私も実はことしの正月に初めてドローンを動かしてみたんですけれども、非常にこれ難しい。広いところで実際に飛ばすという、何もないところで飛ばすということであれば、そんなに難しいということはないですけども、こういう例えば建物の調査、しかも災害時の情報収集に使うとなると、よくありますけども、テレビモニターがあって、そこで要は飛ばして、また戻ってこさせるというようなことが多分必要だと思うんです、災害時ですからね。しかも、今まで1基配備されてあっても、残り6基配備するということで、これ操縦する人の技術というのも相当、大変なんじゃないかと思うんですけれども、一時、県警の何かで、飛んだけど落っこっちゃったみたいな話もあったので、非常にこれ操縦が難しいと思うんですけども、そういう養成というか、どういう方が操縦をされるかという部分は、何か考えがあって育成されているんでしょう。

小林技術管理課長 操縦は基本的に県職員が行います。その知識と操縦技術の習得というのが必要になろうかと思いますが、来年度から5年間、34年度までの機体が配置されます7所属の職員を、国土 交通省が認定しています民間のスクールがございます。そこで講習を受講させまして、操縦技 術を持つ者を計画的に育成していきたいと思ってございます。

また、この講習を修了しました職員を講師といたしまして、庁内で操縦の講習会等も開催して、安全にドローンを操縦できる職員をふやしていくということを考えてございます。

また、山梨県ドローン運用要領というものを定めまして、その中で飛行予定区域の事前確認とか、飛行計画の立案、あと降雨や強風時の運用停止などの手順などを定めたものをつくって、安全を確保していきたいと思ってございます。

さらに不測の事態に備えまして、対人対物とも最大5億円の損害賠償保険に加入することと してございます。

永井委員

ありがとうございました。5年間の、そのスクールに通って講師になって、またさらに職員の方たちにも、その技術を伝えていくということですけれども。最後に、5年間で、大体どれぐらいの職員を操縦者として育成されていく予定なのか、伺って終わります。

小林技術管理課長 5年間で7事務所でございますが、民間のコースに行く人間は35人ということでございます。それに、その者を中心とした庁内の講習会も行っていきますので、それよりは人数はふえるということでございます。

永井委員 ありがとうございました。

(やまなし建設産業活性化支援対策費について)

渡辺副委員長

県土の7ページ、建設業対策室の2つ目の丸、やまなし建設産業活性化支援対策費について、何点かお伺いしていきたいと思います。建設業は、御承知のとおり、ここにもあるように重点計画等に沿って県土のインフラ整備を行っていくのみならず、いざ災害が起きたときには、瓦れきの撤去等、また災害で傷ついたインフラ等の復旧等、まさにこの県になくてはならない基幹主要産業だと考えております。しかしながら、最盛期に比べて公共工事が大きく減少したことも背景にある中で、昨今、各業者の経営が悪化する等や、またそれに伴って担い手の確保が喫緊の課題となっており、さらに今後の情報化施工に向けて、ICTやIoTにも対応していかなきゃならないという中で、今、建設業は斜陽の産業と言われているとも聞きます。その中で、県に対してさまざまな支援をしていただきたいと考えているわけなんですけども、

今回ここでマル新、明日の建設産業を考える山梨会議開催費というものが新規事業として記載されております。まず初めに、そもそも、これを新規事業として行うに至った背景と、その目的、狙い等について、詳しくお伺いいたします。

小倉建設業対策室長 今、委員のほうから建設業の課題ということで、担い手確保というようなこと、あと I C T への対応が必要だというお話もございました。この背景、この明日の建設産業を考える山 梨会議開催の背景、目的についての御質問でございますけれども、まず、この背景といたしましては、現在、国とか、労働界、産業界におきまして、働き方改革というものの実現への取り 組みを進めているところでございまして、建設業の中でも担い手の確保、あるいは長時間労働 の是正、週休2日の推進というようなものが課題となっております。こういう課題につきまして、建設業におきましても、この働き方改革を進めていかなきゃならないという状況にございます。また、先ほどもお話にありましたように、建設業におきまして生産性の向上というためには、I C T、I o T などの新技術への導入への対応というものが本質的な課題となっております。こういう対応を進めていく必要性があると考えております。

さらに建設業は、先ほどもお話がございましたが、防災・減災対策あるいはインフラの老朽 化対策ということで担い手、地域の守り手といたしまして重要な役割を担っていると考えてお りますが、こうした点につきましても広く周知をしていく必要があると考えておりまして、情 報発信を強めていかなきゃならないということが重要であると考えているところでございます。 こうしたさまざまな課題等がございまして、この課題への取り組みにつきまして、今後、建 設業のあり方をどうするのかということを、幅広い分野の方々の参画をお願いしまして検討い ただき、御提言をいただきまして、それを県、業界団体、事業者などが連携をいたしまして、 施策の推進に生かしていくということを目的といたしているところでございます。

渡辺副委員長

さまざまな課題があって、その課題について検討していただきたいとは思っているんですけれども、先ほど説明の中で幅広い分野というような言葉も出てきました。一口に建設業と言っても、建築もあったり、土木もあったり、電気もあったり、設備もあったり等、さまざまな分野もありますし、それに伴って材料を購入したりだとか、建設業に伴う産業というのは本当に幅広くなっていると思います。その中で、幅広い分野から委員になっていただいて御意見をいただくということなんですけれども、具体的に、その幅広い分野って、どんな分野になるのか、次にお伺いいたします。

小倉建設業対策室長 今回、この委員会、会議の委員ということでございますけれども、建設業界のみならず、 地域振興だとか教育界、人材確保等の関係がございますので、教育界、あるいは企業振興とい う意味もございますので、経済、産業界等の有識者等に加えまして、情報発信というようなこ ともございますので、メディア関係の有識者、あるいはICTだとか情報通信、あるいは人材 をどういうふうに育成していくかということもございますので、人材育成などの専門家等を想 定しておりまして、これに国等の関係する行政機関等に参画していただくようなことを一応、 想定をしておるところでございます。

渡辺副委員長

ぜひとも今後、建設業が抱えるさまざまな課題について、さまざまな観点から、さまざまな 分野の方に幅広い意見を伺って検討していっていただいて、建設業の活性化に資する施策を進 めていっていただきたいと、そのように思っております。

その中で、私が建設業の支援の中で、特に今問題となっているのが、さきの12月の定例会でも一般質問させていただきましたけれども、担い手の確保というものが、やはり一番重要になってくるのかなと考えております。建設業自体は、幾ら重機や機械等の設備があっても、それを実際に施工管理、あるいはオペレーターとしての人材がいなければ、やはり、さまざまなものに対応していけないという中で、私が伺っているのは、公共工事の減少に伴って、建設業に就業している数がだんだん減ってきているということをお聞きしておりますし、また若年層が特に減少してきているというような話もお伺いしております。

そこで、まず次の質問に入る前に、前提として、建設業の就業者の現状について、お伺いい たしたいと思います。

小倉建設業対策室長 建設業の就業者数という御質問をいただきましたけれども。5年に一度、国のほうで実施しております国勢調査、直近の国勢調査が平成27年でございますけれども、平成27年の

国勢調査によりますと、本県の建設業における就業者数は3万2,301人となっておりまして、10年前の平成17年の就業者数が4万1,520人ということで、それに比べますと22.2%の減少。さらに、その10年前、平成7年の5万1,331人に比べまして37.1%の減少という状況になっております。

また、平成27年の国勢調査の際の年齢構成のデータでございますけれども、建設業は55歳以上が38.5%を占めておりまして、一方で29歳以下が8.9%という状況になってございます。建設業を含めた全産業の平均が55歳以上で35.2%となっております。29歳以下は13.4%という状況でございまして、全産業に比べますと、建設業については、55歳以上で3.3ポイントほど高いと。片や29歳以下ですと、4.5ポイントほど低いという状況がございまして、高齢化と若年者の減少といいますか、割合の低さというようなことが進んでいる状況になっております。

渡辺副委員長

就業者数が年々3割、そして2割減ってきているということも大変ゆゆしき問題だと思っておりますけど。特に現状55歳以上が約4割近くで、29歳以下の、まさに今後を担う若年者の就業者が10%以下というのは大変深刻だなという率直な思いなんですけど、まさにこれに対応していくのは、建設産業の重要性を考えて喫緊の課題だと思っております。また、他産業と比べても著しく差があるというようなことも、やっぱり今後、県としても、いろいろな対応をしていっていただきたいなと思うところでもあります。

そんな中で、ここに県土の7ページの中にあります、建設業若年技能者人材育成促進事業費補助金というものが記載されておりまして、御説明の中で、建設業協会のほうに補助していくということなんですけれども、まず、この補助金の目的について、お伺いいたします。

小倉建設業対策室長 建設業若年技能者人材育成促進事業費補助金の目的、狙いということでございますけれ ども、先ほど委員のほうからもお話がありましたけれども、建設業では、他の産業に比べて若 年層が比率が低いという状況がございます。その要因の一つといたしまして考えられるのが、 離職率が高いということが言われます。この若年層、若者の定着をいかに図っていくかという ことが、そういう取り組みが重要になってくると考えているところでございます。

こうした観点から、建設業協会では、35歳未満の若年技能労働者を対象に研修会を開催いたしまして、建設現場で必要となる技術、技能を習得をしてもらい、早期に現場に適応できるように育成をいたしまして、また技能、技術習得によりまして、御本人のキャリアアップにつながる、つなげるということによりまして、建設業からの離職を減少させ、定着を促進していくということを狙いにしております。県といたしましても、こうした取り組みに対して支援をしていこうということでございます。

渡辺副委員長

まさに29歳以下が9%しかいない中で、今後10年先、20年先、本当にどうなってしま うんだろうという危機感を抱いていますけれども、特に、この若年者層に定着してもらって、 次代の建設業を担っていっていただきたい中で、ぜひ積極的に資格等の取得等を支援していた だきたいんですけれども。先ほど研修会を開催していくという話なんですが、具体的にどのよ うな内容になっているのか、お伺いします。

小倉建設業対策室長 具体的な研修の内容でございます。講習の内容でございますが、35歳未満の若年層を対象にいたしまして、クレーンに物をかけ外しする玉がけですとか、不整地運搬車、小型移動式クレーン、あるいは高所作業車の運転、油圧ショベル、ブルドーザーなどの車両系の建設機械の運転など、こういった建設現場で求められる技術、技能を習得するための技術講習を行うものでございます。

渡辺副委員長

若年者で資格もなければ多分、現場で本当に補助的な単純作業しかできないという中で、燃え尽きて離職してしまうということもあろうかと思います。そんな中で、さまざま資格、特に玉がけだとか、不整地運搬、高所作業車、車両系建設機械等、さまざまな資格を取得することによって、仕事にやりがいというものを持っていただいて、若年者に定着していっていただい

て、建設業を担っていただきたいと、そんなふうに思いますので、ぜひとも県としても引き続きの支援をお願いしたいと思うところであります。

次に、その下に、これも多分、若年者を含めてのことだと思いますけれども、未来を支える 建設業就業促進事業費というものが記載されております。こちらのほうの狙いというものは、 どういったものになるんでしょうか。

小倉建設業対策室長 未来を支える建設業就業促進事業の狙いという御質問をいただきましたけれども、御指摘のとおり若年層、若者を対象にするものでございます。建設業を持続させて次世代へつなげていくということが必要でございます。そのためには、未来の建設業を支える若年労働者の確保ということが必要になってくるわけでございます。このため本事業では、高校生等を対象にいたしまして、インターンシップを行いまして、実際に建設業に従事してもらい、建設業を理解してもらう環境を整えるということとあわせまして、在学中の高校生を対象に、建設業に関連する資格取得の講習を開催しまして、その資格取得を促進することによりまして、在学中から建設業を就職先の候補といたしまして意識していただき、県内建設業への就労、就業促進を図っていくことを狙いとしているところでございます。

渡辺副委員長 高校生に在学中に資格等の、多分2級土木ですとか2級建築だとかというようなことだと思 うんですけれども、そういったものを取得していただいて、かつインターン等で、本当に会社 に行っていただいて、その現場を見ていただいて、高校生の就職のミスマッチ等を防いでいく ということを、ぜひ、この事業を通じてやっていっていただきたいと、そんなふうに思うんで すけれども。具体的に、どういった内容なのかについて、次にお伺いします。

小倉建設業対策室長 内容についてでございます。今、委員のほうから2級というようなお言葉もございました。そのとおりでございまして、建設工事の適正な施工を確保するために、建設業者は一定の 資格を有する技術者を工事現場に配置するという必要がございます。その資格を取得できる2級土木建築施工管理技術検定試験というのが高校2年生から受検ができるようになっておりまして、その高校2年生等を対象にいたしまして、検定試験に合格するための講習会というもの を開催する内容でございます。高校2年生の段階から資格取得を促すことによりまして、建設業界への就業の動機づけが強く図られるのではないかと考えているところでございます。

渡辺副委員長 ぜひ、高校2年生から受けられるということは、早く試験を受けて、仮にだめでも、例えば 3年生のときにもう1回受けるとかということでやっていっていただいて、先ほどもちょっと 私も述べさせてもらいましたけど、建設業は資格がなければ、現場の代理人にもなれませんし、主任技術者にもなれませんし、ひいてはその後の1級への資格も取ることもできませんし、早く資格を得て、その仕事に対するやりがいというものを高校生、若年者に持っていただいて、 離職を防いでいくというのは大変大切になっていくと、そのように思っております。

いろいろな若年者の就職の定着だとか、就職の促進だとかということをお聞きしてきました けれども、最後に、そのようなことを踏まえて、担い手対策も踏まえて、あるいは建設業の抱 える問題等も踏まえて今後、山梨県のこの建設産業の活性化に対して、どのように取り組んで いくのか、まとめてお伺いをいたしたいと思います。

小倉建設業対策室長 委員の今のお話のとおりでございまして、建設業は本県にとって社会資本整備だとか災 害復旧の担い手ということで、県土づくりにはなくてはならない不可欠な産業であると承知を しておるところでございます。もちろん地域の守り手という重要な役割を担っておりますので、 当然不可欠と考えておるところでございます。さまざまな課題等がございますが、こういう課 題に対しまして、例えば今後、その担い手の確保、育成等々につきまして、関係機関あるいは 関係団体等と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

(リニア中央新幹線建設工事発生土処分受託事業費について)

上田委員 予算審議ですから、予算ということで、ちょっとお聞きします。先ほど永井委員のほうから

話もあったんですけれども、公共はプラスだけども一般会計は減っているという話の中で、先ほど総務課長さんのほうから、早川・芦安連絡道路で12億円ぐらい減ったのも原因だみたいなことをお聞きしたんですけれども、そこのことについてちょっと、どういうことなのか教えてください。

清水道路整備課長 早川・芦安連絡道路の予算ですけれども、ことしの予算が、県土の11ページを見ていただくと、真ん中ちょっと下に中央新幹線の建設に伴う発生土処分受託事業というのがあって、30年度が2億2,800万ということになってございます。昨年度の予算が、その隣に14億8,800万ということで載っているかと思います。2月の補正予算のときに説明させていただいたんですけれども、明許繰越で10億ほどの明許繰越を御審議いただきました。そのときにJRのほうの搬入土砂が、当初予定よりも今ちょっとおくれているというよりも少な目に入っているような状況がございます。全部使い切れないような状況がありますので、10億円の繰越明許費を認めていただいたという状況がありまして、その予算が来年度使えるということになりますので、あと、この2億円と合わせまして、来年10億円ちょっとの予算と考えてございます。

上田委員 わかりました。要は去年の金がことしへ回っているので、それで、現場やれば、それなりに動くと、こういうことで、ある程度順調に動くということでいいんでしょうかね。

清水道路整備課長 はい。その予定で考えてございます。

(債務負担行為について)

上田委員 芦安・早川連絡道路は2013年、14年から事業化したので、そのときの勢いだと、東京 オリンピックには、もうあくんじゃないかという思いもあったんですけれども。その後いろい ろな事情もあって、今の結果になっていると思っていますけれども。それで、ちょっと気になったのが、県土の15ページですか。債務負担行為ということで、下から4つ目、21億6,000万円という債務負担行為をここで加えておるわけですけれども、非常に大きな額になるとは思うんです。あまり債務を食っちゃうと、また次年度、事業をやっていくについて、事業費がどうかということも心配になるんだけども、とりあえず、この21億6,000万というのは、この内容を教えていただきたいと思います。

清水道路整備課長 次年度以降の予算を食うというか、これは全額 J R 東海からの負担になりますので、毎年 度その協議すれば J R のほうからいただけるのかなとは考えております。

あと、JR東海のほうの、今、南アルプスのトンネルの工事の発生土ですけれども、発生土が順調に入ってくれば、順調に盛り土ができるのかなと考えておりまして、来年度以降、平成30年度以降、もう本体の盛り土工事を発注したいと思っております。それが順調に発注できれば、その2渇水期ぐらいを考えながら工事を発注していきたいと今考えてございます。

上田委員 そうすると、残土を持ってくるというか、JR東海から出た土砂を運んでくるということだ と思うんですけど、その総額が21億ということかどうか。そういうことなんでしょうか。

清水道路整備課長 あそこの盛り土の総額はJR東海では工事費で60億ということで今、協定を結んでございます。そのうちの下のほうから盛ってくるものですから、まずは護岸も含めた基礎工の辺で20億ぐらいのことになるのかなと今考えてございます。以上です。

上田委員 ということは今、一応、設計であるうちの21億6,000万ぐらいまでは、とりあえず確保 できているけども、また今後そこは違う格好で事業なり何なりでふえていくと、こういう解釈 でよろしいんでしょうか。

清水道路整備課長はい。当然、今、下のほうの基礎工を含めたのが20億程度と考えてございまして、その

上にどんどん、どんどん、まだ60メートルぐらいの高さございますので、順次盛り土をしていくというようなことになるかと思います。

上田委員

そういうことだと思いますけれども、たしか、その先にまだでかい橋梁があって、やっとトンネルだと思うんですよね。オリンピックには間に合わんと思うけども、大体、工程的に、どのぐらいの供用開始というか、見積もったらいいかと。わかる範囲で結構ですから、教えてください。

清水道路整備課長 JR東海のほうの搬入土砂の搬入状況にもよるかとは思っていますし、それを全て待っているという状況ではないのかなと思います。ある程度の時点から、今おっしゃった橋梁またはトンネルのほうの工事に入っていかなきゃいけないと思います。またトンネル、橋梁の工事も、恐らく100億を超えるような大型プロジェクトになるかと思いますので。そうなった場合には、また一番の課題は予算確保ということになるかと思いますので、そういう課題を克服しながら、できるだけ早期に完成したいなと考えてございます。以上です。

討論なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第32号 平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※付託案件

※第16号 山梨県都市公園条例中改正の件

質疑

(山梨県都市公園条例の改正について)

山田委員

今回、東京オリンピック・パラリンピック大会の事前合宿等誘致に向けということは、これは全く、その東京オリパラを念頭に置いたために、こういうものをつくったという、こういう理解なんでしょうか。

丸山都市計画課長 これは条例の概要のところに、説明のところに書いてございますが、東京オリンピックの 事前合宿で、ラグビーのフランスチームとか、あと陸上競技の日本代表等の合宿地というもの を誘致したり、想定しているということで、それに備えて今回、施設のほうを、これ、教育委 員会のほうで整備しておりますが、整備しているということでございます。

山田委員 今、利用限度額というの、これ、ちょっと料金表見ると、例えば富士北麓公園のフリーウエイトトレーニングであれば、1日が丸印で4,260円ということは、午後の利用とか、いろいろの延長していっても、もう1日単位で4,260円超えることはないと。ほかの施設も、そういう理解で、そういうことを言っているんでしょうか。

丸山都市計画課長 はい。そこに書いてございますとおり、例えば(1)のフリーウエイトトレーニング室に

つきましては、スポーツ等に係る大会等。これは団体利用ということで、団体が占用するということなんですけども、それについては1日、一般の方については、使った場合、4,260円ということで、ほかの表についても同様な形で、1日使っても、その料金ということでございます。

山田委員

これ、料金表のスポーツ等に係る大会のほうが金額が高いんですけど、スポーツ等に係る大会等以外は、これは。今言う団体という言い方だから、個人ということになるのか。何かちょっとスポーツ大会のほうが安くて、一般のほうが高いように、普通じゃ考えるんだけど、それはどういう理由からなんでしょうか。

丸山都市計画課長 この料金につきましては、先ほど申しましたとおり、県内の類似施設とか他県の例とかを 参考にしながら決めているものでございまして、その上の大会等に係る料金につきましては、 団体で使うということで設定しておりまして、それが下のほうについては、大会等以外という の、個人利用になるんですが、これは1人の料金ということで、1人当たりの単価ということ になると、団体利用に比べれば若干高くなるということもあるかもしれないですけども、料金 体系的には、そういう形になっております。

山田委員 じゃあ、最後。この公布日から起算していって。つまり、この室内練習場、走路か。練習走路は、この時点では完成していなくて、ことしの夏ぐらいに完成するので、6カ月を超えない範囲において規則で定める日という、その日は誰が決めるんですか。

丸山都市計画課長 これについては規則で定めますが、工事の状況を見ながらということで、その完成した日がはっきりすれば、それの状況を見ながら、それから決まるという形になりまして、今のところ、工事については7月に終わるということで。規則で定めるということでございますので、知事が決めるということでございます。

山田委員 その辺が、ごめんなさい、県議をやっていてもわからないところで。条例については我々議会にも承認を得るけども、規則というのは、法律体系でいえば法律があって、規則が来て、そして施行細則と、こう順に行くんだけども、その規則の権限は、知事が決めるというんだけど、その決める根拠。知事のいわゆる専権事項の中に、そういうことがあるのか。何かその辺の組織立ったものというのは、どういうものがあるんですか。

丸山都市計画課長 知事の専決ということで、知事がその日を決めるということでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第17号 山梨県建築基準法施行条例中改正の件

質疑

(山梨県建築基準法施行条例の改正について)

山田委員 よくわからないので、もうちょっと詳しく説明してもらいたいんですが、都市計画、建築基準法のほうか。新たな用途地域ということで、田園住居地域。これ、話としては前向きでいい話なんですが、国で決まったその大もとの背景を、もうちょっと詳しく教えてくれませんか。不動産業者からあったのではなくて、むしろ農家とか、その地域を守る住民側から出た要望によって、こういうものが追加されたのではないかと思うんですけどね、この背景からすると。その辺、ちょっと教えてくれませんか。

渡井建築住宅課長 恐れ入ります。今、委員がお話しされたとおりの基本的な話だと思うんですけれども、ちょっと私が知っている範疇で申し上げますと、本来、都市農地というのは、基本的には、農地は住宅系で宅地化されるということが前提としてなっていた。ところが、人口減少の問題とか、いろいろな地域規制の問題とかで残っている。この残っている農地を、やっぱり存続しなければならない。都市機能の一つとして農地を位置づける。こういったことが今回の改正の背景にあったものと認識しております。

山田委員

今、課長言われたように、税的に見ていけば、都市に持っている農地は、宅地並み課税されて、固定資産税も、さも売り出せと。そんなところで農業できないぞと、そういうことをやっていながら、建築基準法だけを緩めても、結局、手放さざるを得ない農家というか、出てくると思うんですが。あわせて、その固定資産税なり何なりで、何らかの手当が、このとき一緒にされたんですかね。専門外なので、答えられなかったら、いいです。

渡井建築住宅課長申しわけありません。専門外のため答弁は差し控えさせていただきます。

山田委員

当然、国の施策ですから、片方だけを締めて、こちらをというのは、ちょっと私も腑に落ちないんですが、都市の農地を守っていくということのような部分は、これでいいと思う。

課長の説明、何か日陰部分をつくらなければいけないじゃなくて、最低それ以内じゃなきゃいけないんじゃないかと私は思うんだけど。

これで制限の適用除外を許可申請するときは、何か申請すれば、これオーケーになっちゃうということですか、18万円払えば。そういうふうに、これは書いてあるんですが。じゃあ、どういう場合において、これ除外を審査してオーケーしていくんですか。

渡井建築住宅課長 今、委員からお話がありましたとおり、建築基準法は都市計画法で定める地域地区、これを基本的に守るという法律だと認識しております。このために例外許可というのは基本的にあまり認めていないのが実情でございます。ただ、法文の中で、農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認められ、または公益上やむを得ないような場合。具体的に申し上げますと、地区の公民館であるとか、あるいは身体障害者の更正施設であるとか、そういった類いのものにつきましては、法文上認めることが可能と。こういった場合につきましては、用途規制の解除になりますので、公開聴聞会を開催して、建築審査会の同意を得た上で許可という扱いで対応していくことになります。

山田委員 じゃあ、わかりました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第41号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

質疑

(急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担について)

渡辺副委員長

この7ページを見ると、その趣旨のところに、経費の一部を受益市町村に負担させる必要があるということで、昨今、市町村も財政的に厳しい中で、このそもそもの急傾斜地が崩壊しそうで、災害等の危険があるということで、整備していかなきゃならないということ。確かに受益者は特定されるのかもしれないですけれども、住民の生命を守るためにやっていくということでありますので、市町村でなくて、例えば国補を入れて県でやっていくという考え方もあると思うんですけれども。

7ページの参考事例見ると、根拠法令が地方財政法27条ということで、次の8ページ見ますと、もう一つのほうが急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で、23条の中で個人に負担を求めることもできるというような根拠法令もあるわけなんですけれども、そもそも財政的に厳しい状況にある市町村が、特に山を抱えるところですね。村ですとか、小さい村とかもありますので、そこに、この負担を求める理由といいますか、詳細な理由の説明をお願いいたします。

武藤砂防課長

市町村に負担金を求める詳細な理由について御説明いたします。急傾斜地の崩壊対策事業ですが、この事業は地域住民の人家、人命を守るとともに、事業を実施する区域内の道路や公民館、こういった各種公共施設をあわせて保全するものであります。このため当事業は地域のまちづくりとか地域づくり、こういうものに密接に関係しておりまして、関係する市町村が当事業により利益を受けていることに対しての御理解を各市町村からいただいているということから、整備事業費の一部について受益者負担金として市町村から応分の負担をいただいているものでございます。

渡辺副委員長

あくまで、その市町村の御理解を得る中で行っているということですけれども、例えば極端な話を言えば、この急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第23条によって個人に求めることも可能ではあるし、そもそも地方財政法27条の語尾の部分も、負担させることができるという書き方でございますので、県や国でやるということも多分できると制度上なっていると思うんですけれど。本県は市町村理解を得て、市町村に負担金を約2割を上限としていただくということでありますけれども、全国的には、他県の状況というのは一体どういう状況になっているんでしょうか。

武藤砂防課長

当事業に伴います負担金徴収の全国的な状況についてであります。約9割に当たります都道府県、これも市町村から負担金をいただいているという状況になります。具体的な内訳ですけれども、全国の47都道府県のうち、市町村から負担をいただいているところが42、あと都道府県が負担しているところが4、あと各受益者からの応分の負担をいただいているところが1という状況でございます。以上でございます。

渡辺副委員長

47都道府県中42の都道府県、約9割ぐらいは本県と同じように市町村から求めているということで、そのうちの1都道府県が個人からも負担金をいただいているということで、ちょっとびっくりをしたんですけれども。結構大きな事業になる中で個人から、最大20%とはいえ、負担金を求めるのは結構大変だなと思うんですけれども、それは本県には関係ないので、いいとしまして。

その中で、全国的に見ても一般的に市町村に求めている県が多いということでございますので、最後に、この急傾斜地崩壊対策事業、30年度の、16市町村が受益市町村と書かれていますけれども、何カ所あって、総額で幾らぐらいの事業になって、市町村からの負担金は、そのうち幾らぐらいになるのか、最後にお伺いします。

武藤砂防課長

平成30年度の市町村負担金でございますけれども、16の市町村におきまして、49カ所で事業を実施する予定でおります。内訳としましては、国庫補助事業が38、県単独事業が11、合計49カ所でございます。この49カ所に係る事業費の総額ですけれども、現在、約9億5,000万円を予定しておりまして、それに対しての受益者負担金としまして、約6,300万円余りの市町村負担金を予定しております。この6,300万円は、事業費の比率でいきますと、約7%相当ということになります。以上でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(河川の維持管理について)

渡辺副委員長

所管事項ということで、河川の維持管理における地域との連携について何点かお伺いしたいと思います。さきの12月議会において、河川内の支障木の伐採だとか、しゅんせつの補正予算が成立して、早いところでは、もうその工事が実施されているところもあり、私の地元の富士吉田市でも、宮川というところで一部実施されました。そのおかげといいますか、それもありまして、3月7日の山日新聞ですね、38年ぶりに雪代という、富士北麓地区特有の土石流、雪と泥まじりの土石流が発生したと。これは昨今、気温が高くなりまして、雪ではなくて大雨が降った関係で、富士山に積もっていた雪が一気に解け出して、土を巻き込んで、下の町のほうまで流れ込んできてしまったということがあるんですけれども。伐採やしゅんせつ等もしていただいた結果、大きな被害等も発生せず済みまして、大変ありがたく思っているんですけれども。まだまだ私の地元だけでもしゅんせつ等しなければならない箇所が多数ある中で、今後数年をかけて整備していかれるということで、ぜひとも1日も早い整備を進めていただきたいと、そんなふうに思っております。

また、今までもそうだったんですが、一度整備していただいたところも、来年の夏になれば、また雑草もぐっと生えてきて、それをまた放置すれば木のようになってしまうと。そして、こういった災害があったときに支障が出て、最悪の場合、被害とかも出てしまうという中で、定期的に今と同じような状況を維持していかなければならないというような中で、やはり県も予算も限られている中で、地元の市町村だとか自治体にも協力していただかなきゃならないというようなことを、さきの12月議会の委員会の所管の中でお願いさせていただいたんですけれども。その折に、地元の市町村だとか、地元の自治会の方々と、具体的な協力について協議を行っているというような答弁がありまして、その後どうなったのかについて、まずお伺いしたいと思います。

鶴田治水課長

具体的な河川名は控えさせていただきますけれども、この以前から地域が非常に草刈り等を熱心にやっていただいております河川がございまして、町に協力をいただきまして、出先の建設事務所、それから地元の区との間で、特に役割分担という点で、ずっと協議を続けてまいりまして、現時点でほぼ協議は調ったということで、年度内には維持管理協定を締結いたしまして、来年度から、この連携の協定に基づいて、ここの河川の維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。

渡辺副委員長

そういった地域があると。年度末までに維持協定が結ばれる予定になっているということで、それが全県的に波及していってくれればなと、そんなふうに思っているんですけども。やっぱり、県も限られた予算の中で、毎年毎年同じような箇所に同じように予算をつけるということもできないと思いますので、そうなってくると、地元の市町村だとか、地元の自治会だとかの定期的な手入れの協力が不可欠だと思うんですけど。そうはいっても、1級河川の維持管理にかかわることは、地域の住民は県の役割だと認識している部分もあると思いますので、その中で、私はぜひ県がリーダーシップといいますか、主体的になって今後取り組んでいっていただきたいと思うんですけれども、1個そういう地域で事例があるという中で、県の果たすべき役割について、もう一度お伺いいたします。

鶴田治水課長

県といたしましては、この維持管理協定を一つのモデルといたしまして、広く市町村に情報提供、またPRを積極的に行っていきまして、ほかにも草刈り等を地域で一生懸命やっていただいているところがあろうかと思います。それぞれの地域の実情に応じた形で連携を模索しながら、積極的にこの連携というものを拡大してまいりたいと思っておりますし、また地域の住民の方だけではなくて、民間の企業の方とか、各種団体の方なども一緒になって、連携を新たに模索をしていきたいとも考えてございます。

渡辺副委員長

地域の人たちの協力も不可欠なことは仕方がないことなんです。ただ、地域が、地域性が薄らいできて、自分たちで近くの川を管理していこうという意識は、昔に比べ低下してきて。昔であれば、年に何回か下草刈りみたいな形でやっていたところもあろうかと思うんですが、最近は、それも途絶えてしまっているところも多くなってきていますので、ぜひ、そういった意識啓発も含めて、また県の実情なんかも説明する中で、そういった協力を仰いでいっていただいて、その取り組みが全県的に普及していっていただいて、その河川の管理なんかが進んでいけばと思っているんですけれども。

これはすごく細かい話になってしまうんですけれども。この雪代が発生した宮川も、やっぱりこういうことがあったので、自分たちで少し管理というか、下草刈りなんかしたいなという意見もあるんですけれども。ただ、結構高低差がありまして、一般の方は、まず河川までおりていけないんですね。その中で、自前ではしご等を持ってきて、立てかけて、下までおりていかなきゃならないだとかということもあったりしますので、そういった部分は県にお願いすれば、そういったステップみたいなものとか、場所によってはスロープみたいな形でおりれるような形になるのか。状況に応じて、そういったことはやっていただけるのかどうか、最後にお伺いします。

鶴田治水課長

実際に地域で草刈りなんかを実施していただいている河川につきましては、交通時の支障にならない範囲で昇降のステップ等を設置している事例がございますので、要望いただければ、現地を確認する中で検討させていただきたいと思います。

(県営住宅について)

前島委員

先ほど審議をさせてもらった、県営住宅の最近の動向について、ちょっと伺いたいと思っているわけです。御承知のように92団地、七千七百数戸、住宅公社に管理をしていただいているのでありますが、最近の県営住宅の利用状況というのは、どういう状況に実態があるのかということを、まず伺いたいと思っております。いわゆる申し込みがかなり来そうな状況で、待ち組が大変いるのかどうかということを含めて、ちょっとお話を聞かせてもらいたい。

久保寺住宅対策室長 県営住宅の最近の入居の状況でございますが、管理戸数が7,717戸ございます。その うち工事等のために政策的に空き家を設けているところがあります。これらを除きまして、入 居可能な管理戸数が7,341戸になりまして、現在、入居戸数が6,336戸ということで、 実質的な入居率につきましては86.3%という状況です。

> もう1点、入居待ちの待機者の方ですけれども、1月末のデータになりますが、194名の 方がお待ちになっているという状況でございまして、主に、そのお待ちになっている方につい ては、甲府市内が約45%というような状況となっております。

前島委員

今の稼働率といいますか、その状況が86%というふうに説明をいただいたんだけれども。 これから先の世になってくると、公営住宅の需要というのが、かなり高い数字で見込まれるの かどうかという見通しについて、どういう見解を持っておられるのか、その点もちょっと聞か せてもらいたいと。

久保寺住宅対策室長 ここ数年の県営住宅の入居率ですけれども、数年前まで90%ぐらいでしたが、少しず つ下がってきているという状況が、まずございます。それで現在、長寿命化計画を策定いたしまして、建てかえ等を行っております。あるいは平屋建ての建物等については用途廃止等を行っておりまして、今後その需要の動向を見ながら、建てかえ等も通じまして、適正戸数について検討をし、整備をしていく考えでございます。

前島委員

住宅公社の経営は、最近厳しい状況にあることは承知をしているわけでありますが、将来を含めて、やはり大きくかじを切り返していく最近の状況にあるのではないかということが一つ感じられるわけですね。少子高齢社会に、それから人口減少が加速する中で、特定地域につい

ては需要があると思うんだけれども、全体的には、かなり県営住宅のほうは、かつて低廉な住宅として人気があった公営住宅というものが、だんだん敬遠されたり、成熟社会を迎えて、より一戸建てのような住宅を、民間のそういう賃貸で借りるような傾向、あるいは空き家なども増大をしている中で、この県営、公営住宅について、やはり建てかえ、あるいは長命化の問題を取り上げて予算に出ておりますが、私の見解としては、大きくかじを切って縮小の方向に進んでいくべき時代に入っているのではないか。そして民間活力を、むしろ応用していったほうがいいのではないかと感じているところでありますが、その点について、どのような見解を持っておられるのか、改めて伺わさせていただきたいと思います。

久保寺住宅対策室長 県営住宅の時代に応じた縮小、あるいは民間の活用ということでございます。県営住宅 につきましては、住宅に困窮する低額所得者向けに、国と地方公共団体が協力して、健康で文 化的な生活を営むに足り得る住宅を供給するという義務を負っております。したがいまして、 低所得者層の需要の動向なども見ながら、必要な戸数について整備をしてまいりたいという考えでおります。

前島委員 その公営住宅、県営住宅の現在ある92団地について、将来的に縮小していく方向に向かっているのかどうか。その点をもう一度聞かせてもらいたいと思います。

久保寺住宅対策室長 現在の団地の数なんですけれども、昭和の30年代から40年代初めにかけてつくりました平屋建ての建物が幾つか県内にはございます。これについては敷地が狭小であるということで、建てかえにそぐわないということで、用途廃止と位置づけてございます。これらについては縮小していく状況です。

また、地域周辺の需要を見まして、用途廃止と統合ということで、統合建てかえなども、あわせて進めていっている状況でございます。

前島委員 長くずっと住宅公社の運営などを見せてもらってきておりまして、現在の住宅需要の状況から見れば、県営住宅の一つの役割の時代は峠を越えたのではないか、そういう感じを持っておりまして、できるだけ県営、公営住宅については今後、縮小をし、民間に、その活力を期待をしていく方向に切りかえていく努力が必要ではないかと。そういう決断をする時代でも入っているような感じがするんですけれども、その点について改めて、もう一度聞かせてもらいたいと思います。

久保寺住宅対策室長 民間による活用ということですけれども、公営住宅の需要者、対象者であります住宅に 困窮する低額所得者層については、今後も公営住宅法に基づき、国と地方公共団体で適正な戸 数については供給していく義務がありますので、供給してまいりたいと考えております。

それから、低所得者層以外の入居者層ですけれども、それ以外の中堅所得者層等につきましては、民間のほうでもアパート等が今、県内にも多く建設されておりますので、そちらのほうへの入居、住まいを確保していただくということで、民間住宅行政とあわせまして取り組んでまいりたいと考えております。

河西委員 今、前島委員と関連するんですけれども、やっぱり県営住宅についてということでありますけど。先生は峠を越えたという話もありますけども。ただ実際、まだまだ、先ほど聞きますと、86.何%というような入居者もあるということですので、その人たちに対しても、しっかり管理をしていかなければならないということですけれども。

私、バリアフリー化ということで、30年度の予算にも、この予算にも載っておりますけども、特に私の地元の山王団地。やっぱり今、いろいろ全面改修をしていただいておって、エレベーターやスロープということを設置していただいておるわけです。これは昨年10月より手を着けていただいたということですけども。まず、先ほど入居率というのがありましたが、その中で高齢化率ですかね。お年寄りの高齢化率というのは、今のここ数年どのような、県営住宅はなっているかということを教えていただきたいと思います。

久保寺住宅対策室長 県営住宅の高齢化率でございますけれども、65歳以上の入居者数の比率ということで、 平成29年4月1日現在の集計ですけれども、入居者数が1万5,575名に対し3,069名 の65歳以上の方が入居されておりまして、率に換算いたしますと19.7%という状況でございます。

河西委員 約20%に近いということで、やっぱり県営住宅も高齢化が進んでいるということだと思いますけども、その中で、県営住宅全体のエレベーターとかスロープとかという設置状況はどのようになっているか、教えていただきたいと思います。

久保寺住宅対策室長 県営住宅へのエレベーターの設置の状況ですけれども、いわゆるバリアフリー化として エレベーターとスロープ等の設置をしてございますけれども、この設置されております住戸は 7,717戸中1,805戸ということでございまして、約23%に当たるという状況にござい ます。

河西委員 全体的で23%ということで、今この高齢化の時代に向けて、大変低いなという感じがいた しますけれども。大変経費もかかるということで、予算的にも大変だと思いますけども、ぜひ、 できる限り調整した中で、県営住宅のバリアフリー化を進めていただきたいと思いますけども、 今後の進め方といいますか、どのように進んでいくか、お伺いをしたいと思います。

久保寺住宅対策室長 県営住宅につきましては、昭和40年代、50年代に建てられたものが多いということで、エレベーター等が設置されていない状況でございまして、ただいまの御指摘にございましたとおり、今後も建てかえですとか、全面改修工事等を通じまして、高齢者や障害者等の方に配慮したバリアフリー化に取り組んでまいりたいと考えております。

河西委員 山王団地、地元の話が出ましたから。これはこの予算にも載っておりますけれども、この年度中には、この長寿命化も進めて、終了するという考えでいいんでしょうかね。それと、今改修していただいている人たちが一時退去といいますか、出ていただいていると思いますけども、その人の今度、完成した後には、その人たちの対応は、どのような対応をしていただけるのか、お聞きして終わりたいと思います。

久保寺住宅対策室長 山王団地につきましては24戸の方が入居されておりまして、これを機に住みかえられた方ですとか、民間に出られた方もいらっしゃいますが、現在、団地内、あるいは隣接に東花輪団地がございますけれども、こちらのほうに13戸の方が今、仮移転をされておりまして、完成後戻るということとなっております。工期につきましては、昨年10月から30年の10月という工期で今、工事のほうを進めておりまして、11月には戻り入居していただけるような形で取り組んでいるという状況でございます。

(高速道路、高規格道路の整備について)

上田委員 すみません、私のほうからは高速道路、高規格道路、2カ所についてお伺いします。中部横断道は来年、再来年ですか、全線開通してくると理解していますけれども、2カ所。1つは中央道の小仏トンネル。本会議で、どんな状況かという質問に対して、お答えが、工事用道路が云々と、こういうふうに返事があったんですけれども、御案内のとおり、中央道があいたのは、もう昭和50年代。そのときにあいて、山梨県というのは飛躍的に経済発展したというか、1人当たりの生産量が上がったということはありますけれども、それから随分たっているということですけども。その後の課題として、小仏トンネル、非常にクローズアップされて、随分国のほうへも要望したりしてきたと思うんですけれども。この間の工事用道路が云々という返事だったんですけれども、今どんな状況になっているのか、まず教えてください。

飯野高速道路推進課長 小仏トンネルの現在の状況についてでありますが、小仏トンネルは27年8月に国か

らNEXCOに事業許可がされまして、これまで測量調査、それから道路、橋梁の設計などを現在行っております。御質問の工事用道路ですが、昨年12月にトンネル、西側、山梨県側手前ですが、相模原地内において発注となりまして、今回の工事用道路は、最終的にはトンネル工事等にも使われるものとは思われますが、伐開ですとか、道水路のつけかえなど、本線工事を行うための、まず準備工事等に使われると思われます。まだ用地買収にも至っておりませんので、直ちにトンネル工事に着工するというものではございません。以上でございます。

上田委員 そうすると、準備のための準備みたいな格好で。そうはいっても現場では機械が入って工事 が始まったみたいな形になっていると理解したいと思うんですけれども、まず、そういう理解 でいいかどうか、教えてください。

飯野高速道路推進課長 まず現場に入ることが一つの目的と考えております。以上でございます。

上田委員 私、心配しているのは、たしか高尾トンネルのときに、いろいろなことがあったと思うんですけれども、工事に入ったということであれば、それなりに、ある程度時間等たっていけば動いてくるのかなと思うんですが、今後どんなスケジュールになっているのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

飯野高速道路推進課長 今後の想定のスケジュールでございますが、引き続き道路、トンネル、橋梁等、詳細設計進めていくのと、まずもって用地買収には入っていくということでございます。トンネルにいたしましても、2キロを超えるトンネル、それから橋梁にいたしましても200メートルを超える橋梁等ございまして、特にトンネルにつきましては、残土処理場の確保等々がございますので、これら準備があり、着工までには、まだ2年ぐらいはかかるのかなと。さらに工事等、トンネルですとか橋梁、それからトンネルの東京側、圏央道側に関しましては、切り土、車線増設がございますので、まだ改良工事もあると。そういったものを考えますと、着工しても5年以上はかかるのではないかなと思われます。以上でございます。

上田委員 できるだけ早く、とにかく使えるような格好に、県としても努力してほしいと思います。 それからもう一つ、国道138号、東富士五湖道路のことですけれども、たしか東京オリンピックまでに新東名が東京から御殿場まで入ってきて、それに合わせて東富士五湖道路も供用開始しましょうというような工程で、数年前はあったと思うんですけれども。新東名については、それなりに、県外ですからあれですけど、山梨県に直接関係するほうとすると、須走道路から御殿場までの間、1工区、2工区とあったような気がしましたけれども、そこがどんな状況になっているのか教えてください。

飯野高速道路推進課長 国道138号、須走道路と御殿場バイパスについてでございます。それぞれ須走側、約3キロ、それから御殿場側が3キロ、合計約6キロぐらいが今現在、暫定供用に向けて整備中でございます。これは国の事業でありまして、これまで須走側につきましては用地は100%完了していると聞いております。残る御殿場側につきましても、用地は9割以上いっていますが、まだ難航箇所が残っているということで、着工可能なところから工事は全面的に展開はしておりますが、そういった状況を見ますと、全線が、いつまでに供用できるということを、示すまでには、もうちょっと時間がかかりそうとのことでございます。

上田委員 2020年オリンピックまでにという、当初たしか目標はあったはずなんですけれども。そのような事情があるんでしょうけれども、山梨県とすると、中部横断道が今度入ってくれば、県外と、40年ぶりですか、つながるという話があって、そしてまた2年後。1年か2年かわかりませんけども、オリンピックのときには、また今度は東富士五湖道路から高速道路がつながってくる。また新東名が、名古屋から、もう御殿場まで来ていますから、そうすると東京とのということになると、やっぱり、そこは山梨県にとっては非常に重要な道路になるはずなんですね。周遊とか、観光とか、いろいろな意味で、防災面から、大事な道路になるんじゃない

かと思っていまして、そこを、できるだけ早くと言うしかないんですけれども。例えば事業効果からすると、須走側が100%用地が買えているのであれば、国の事業ということのようですけれども、そこを供用は早くしてもらってというようなことを働きかけていくべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

飯野高速道路推進課長 確かに県といたしましても、これは国の事業で、しかも中部地方整備局管内の事業でございます。昨年7月にも、知事が中部地方整備局長に直接要望したところでもございます。今後、静岡県側の事業なので、静岡県とも協力をして、さらに、ここには沿線市町村から成ります東名・中央連絡道路建設促進期成同盟会というものがございます。こういったところとも連携いたしまして、何とか2020年、東京五輪、パラリンピック、それから新東名の御殿場インターの供用開始、こういったものに間に合うように引き続き要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

上田委員 ぜひとも早く、とにかく早くやってほしいと思います。よろしくお願いします。

(国道141号の整備について)

送川委員 地域の課題といおうか、国道141号線のことを、ちょっとお伺いします。国道141号線 も、県内に向けては、かなりいい道路になっていると思っております。しかしながら、この北 杜にあります長澤地域という交差点のある場所なんですが、人家も多く、たしか23年から県 のほうも着手をしていただきまして、かなり民家というか、家屋のほうの取得も終わったんだ ろうと思いますが、この用地等々の取得は、どの程度進んでおるんでしょうか。

清水道路整備課長 国道141号の長澤の交差点の改良ということだと思いますけれども、確かに事業自体は23年からしております。用地取得につきましては、25年度から用地取得に着手しまして、これまでに用地取得は面積のベースで約9割を完了しております。残る用地補償につきまして、あと2軒ということになっておりますので、それぞれ2軒残って、課題もあるんですけれども、できるだけ課題解決しながら早期の用地取得の完了を目指していきたいと考えています。

浅川委員 部分的には、かなり工事も進んでいるようですが、あそこの部分については、進捗率という んですか、は、どの程度まで進んでおられると。

清水道路整備課長 今やっている工事は、これまでに交差点前後で用地が買えたところの官民境界を明確にするような工事でございまして、この2月に、そういう道路と民地との境界に擁壁とか側溝とかを設置するような道路改良工事を今発注しておりまして、まだ進捗率というと、ちょっと率までわからないんですけれども、今のところは、そんな状況の工事をやっているという状況でございます。

浅川委員 この交差点については、かなりいろいろな問題もあったんだろうと思いますが、ここの交差 点については、完成は何年ごろを目標にしているのか。地域の人たちも、いつごろ完成するん だろうと聞かれますので、予定だけでも結構です。

清水道路整備課長 今2軒残っていると言いましたけれども、その2軒の用地を鋭意早目に解決しまして、そ うすると来年中には、工事にかかれると思いますので、再来年、平成31年度中の完成を目指 していきたいと考えております。

送川委員 ぜひ一刻も早く進めていただきたいと思います。あわせて、141号線につきましては今回、砂防工事ですか、防災等々も含めて、いろいろ工事を進めていただけるようですが、手前も含めて、まだまだ若干あそこの部分には工事をしなければいけない箇所が幾つかあると思いますが、その辺について計画は何かなさっておられるんですか。

清水道路整備課長 順次、悪いところは直していきたいと思っていますし、今やっている、まずは長澤の交差 点を早目に完成させまして、手前側にも狭いところはありますので、順次やっていきたいなと は思っています。

(中部横断自動車道の整備について)

浅川委員

先ほど上田委員がおっしゃっていましたが、実は中部横断自動車道につきましてもB案ということで決まっているんですが、実はそれは国道141号の1キロ幅ということで進んでおるわけでありますので、その辺はしっかりと対応していかなと前に進まないと思いますが。

中部横断自動車道の今後の長坂以北について、12月の部分でも質問した方がおられるようですが、今後どのような対応をしていくのか、考えがありましたら教えて……。

飯野高速道路推進課長 中部横断自動車道の長坂以北についてでございます。昨年9月に長野県側で計画調整会議の第1回が開かれたところでございます。現在、長野県側におきまして、ルート帯の3キロ幅を、山梨県側と同じ1キロメートル幅に絞り込むための検討を行っているところでございます。今後ルート帯が3キロから1キロメートルに、長野側が絞り込まれれば、山梨県と一連で環境影響調査に直ちに入るものと思っております。県といたしましても、その環境影響調査に1日も早く着工していただけるように国にお願いしていくとともに、また環境影響が始まったら、それが円滑に進むように国に協力していきたいと考えております。

浅川委員

ちょっとこれ嫌らしい質問なんですが、山梨県側は1キロということで決まって、それに合わせて長野県も1キロという方向で今、絞り込んでいるんですよね。これからどういうアクションを起こしていけば前に進むんですか。1キロで道路のB案という決定もして、多分3年ぐらい、もうたっているんですよね。にもかかわらず1歩も進まないということは、これはどこに問題があるんですか。部長さん、お答えください。

垣下県土整備部長 ただいまの長坂以北の進捗の問題についてでございますけれども、いわゆる山梨県内側のルート帯が決定してから、御指摘のように、もう結構な時間たっているのが正直なところでございます。そういう中で今、山梨県側につきましては、これまで地元の方々とも、いろいろな意見交換を重ねる中で、コンセンサスをしっかりつくってくるという取り組みをしてまいりまして、私ども山梨県側につきましては、ある意味、もう支障はないと理解しているところでございます。一方、長野県側につきましては、これまで3キロ幅だったということもありまして、これをもう少し我々と似たようなレベルぐらいまで地域のコンセンサスを上げていただくというプロセスに今、長野県側が取り組んでおられるものと承知しているところでございます。先ほど課長が御答弁申し上げましたように、この作業が終われば、もうすぐにでも、いわゆる環境アセスメントの手続に入るものだと思っているところでございます。

そういう意味で今、長野県側で、丁寧な作業を進めているというのを承知してございますので、それをさすがに早くやれというふうにはまいりませんけれども、それが終わりましたら直ちに環境アセスに入ってほしいということを、国に対しても、その地域のコンセンサスの状況、地域の熱意というものを切らすことなく伝えていくこと。これが今、我々がやるべきことだと考えているところでございます。以上でございます。

浅川委員 部長に答えてもらった後、質問もまたしにくいんですが、ちょっとここの部分は。もう最後ですから、私もね。例えば長野県側が、今3キロと言っているのを1キロに変えて、方向が変わった場合、山梨県も、それに沿って変えていくわけ? 部長さん、後でいいです。

垣下県土整備部長 制度的に変えてはいけないとは、どこにも書いてございませんけれども、この1キロ帯の幅というのは、ある意味、地域のコンセンサスが積み上がった結果でございますので、これを軽々に変えるようなものではないと理解しているところでございます。以上でございます。

浅川委員 最後だからね。B案に決めるまでにも大変難産でございました。皆さんもかなり御努力をし

平成30年2月定例会土木森林環境委員会会議録

て、やっとB案に決まって、さあいけるぞというふうなのが、少なくても北杜市民の総意だと 思います。そういう中で、一歩も前へ進んでいない。いまだ環境アセスに入ろうとかという部 分も出てこないというのは、私は非常に寂しいと思っておりますし、どこに障害があるのか。 これ、課長さんじゃ言えないだろうですから、部長さん、お答えして終わりにします。

垣下県土整備部長 障害はどこにあるのかと、そういう御質問でございますけれども、ある意味これまで、やはりコンセンサスの形成に時間がかかってきたというのが正直あるんだろうと思っております。ただ、現時点、少なくとも山梨県側におきましては、コンセンサスの形成は一定水準は終わっていると私ども考えているところでございますので、あとは長野県側と足並みをそろえて最後の一押しをしてまいるというところが、これからの課題なんだろうと思っております。

そういう意味で、今まさに委員御指摘のこと、地域の皆様方の、まさに正直な御感想なんだろうと拝察いたします。そういう意味で、我々も気を抜くことなく、この地域の思いというものをバックに、しっかり国のほうに最後の働きかけというものを、この後してまいりたいと考えているところでございます。

浅川委員 よろしくお願いします。

その他・3月9日に森林環境部関係の審査を行うこととされた。

以上

土木森林環境委員長 飯島 修